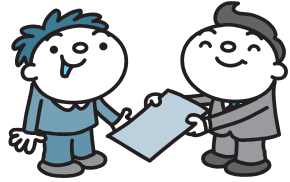


固定資産価格等の縦覧と課税台帳閲覧と評価替えのお知らせ

4月1日から新年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

	縦 覧	開 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自分の資産が記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 土・日・祝日 除く	4月2日(月)～5月31日(木)	年間を通じて
場所および時間	税務課 資産税係（本庁1階）8時30分～17時15分	
利用できる人	○納税者（固定資産税が課税される納税義務者） ○納税者から委任を受けた人 ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の人は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。	○納税義務者、または納税義務者から委任を受けた人 ○借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ） ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の人は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。
持ってくるもの	○本人確認ができるもの（運転免許証など） ○委任状（委任を受けた人のみ） ○納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族） ○賃貸借契約書等（借地、借家している人は閲覧のみ可能）	
手数料	無料（コピーや写しの交付はできません）	①縦覧期間中の平成30年度分は無料 ②縦覧期間以外は1件につき300円 ※コピー代別途
見ることができる書類	○土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額） ○家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額） ※所有者、税額は掲載されません	○課税台帳 （住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）

お知らせ

固定資産の評価替えのお知らせ

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価され、市長がその価格を決定します。土地や家屋の価格は地価の下落や物価の変動を考慮して、3年ごとに価格の見直しを行います。これを「評価替え」といいます。評価替えで決められた評価額は原則、次の評価替えまでの3年間は据え置かれます。ただし、土地の地目変更や分筆、家屋の増改築などがあつたときは、評価替えの年以外の年度であっても評価額の見直しを行います。

土地
地目別に定められた評価方法で行います。宅地の場合は、状況類似地区ごとに標準的な宅地を選定し、鑑定評価などを基に評価額を決定します。

家屋
再建築価格（評価の時点で同じ建物を同じ場所に建築した場合に、必要とされる建築費）方式となっています。この再建築価格に補正等（経過年数による減価率、物価補正等）を乗じて得た価格と、前年度の評価額とを比較して、低い方を新しい評価額とします。

問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176